

令和8年度事業計画

I 運 営 方 針

1 現 況

香川県ふじみ園は、障害者支援施設として、生活介護、生活訓練、就労継続B型、施設入所支援の障害福祉サービスを提供するとともに、在宅障害者を支援するため、短期入所、日中一時支援を実施している。施設の運営に当たっては、基本理念と施設運営基本方針に基づき、利用者の主体性と人権を尊重しながら常に利用者の立場に立った支援を行い、利用者の社会参加を促進するとともに、家族や地域との連携、地域貢献活動など、地域と共存する開かれた施設を目指している。また、相談支援センターにおいては、相談支援事業、障害児等療育支援事業、発達障害児者支援事業などに取り組んでいる。

社会福祉法人香川県社会福祉事業団は、令和2年度から令和8年度までの7年間、香川県ふじみ園の指定管理者としての指定を受けており、引き続き中期経営計画（令和4年度～令和8年度）に基づき各種施策に重点的に取り組み、利用者の重度化・高齢化への対応などサービスの質の向上や、経営基盤の強化を図る。また、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取り組み」として、地域の福祉ニーズを踏まえた事業を実施するとともに、広域事業である香川県社会福祉協議会の「香川おもいやりネットワーク事業」にも引き続き参画する。

2 障害福祉サービス提供に係る基本方針

利用者に対し、平日の日中は生活介護、生活訓練及び就労継続支援B型を、夜間・休日は施設入所支援を、次の基本方針により提供していく。

- ① サービス内容について適時見直しを行うとともに、利用者の意思を尊重しながら、適切なサービスの提供に努める。
- ② 生活面に課題がある障害者には、「施設入所支援」を期間限定で提供しながら「生活訓練」に組み込み、地域移行、家庭復帰を目指す。家庭復帰が難しい利用者には、「福祉ホーム」や「グループホーム（共同生活援助）」を居住の場として提供する。
- ③ 重度の新規利用者には、「生活介護」と「施設入所支援」を効果的に提供していく。また、地域で生活する障害者のために、「日中一時支援」、「短期入所」の利用を促進する。
- ④ 障害の程度が異なる利用者が混在している現状を踏まえ、可能な限り障害支援区分に応じたサービス提供を工夫するとともに、事故発生リスクを考慮したきめ細かな支援に努める。
- ⑤ 地域のニーズに対応しつつ多機能型事業所としての特性を発揮するとともに、安定した収益を確保するため、「生活介護」、「生活訓練」、「就労継続支援B型」の利用促進に努める。

Ⅱ 障害福祉サービス

1 利用計画

区 分		定員	現 員 R7.3.1	R8 年度利用 予定人員	摘 要
おおぞら (A棟)	(生 活 介 護)	24 人	21 人	21 人	介護、日常生活上の支援、身体機能の維持、低下防止の援助
	(施設入所支援)	20 人	19 人	19 人	夜間における介護及び日常生活上の支援
	(生 活 介 護)	46 人	40 人	40 人	日常生活上の支援、身体機能の維持、低下防止の援助
	(施設入所支援)	40 人	35 人	35 人	夜間における介護及び生活上の支援
	(短 期 入 所)				空床利用型
だいち	(生 活 介 護)	30 人	29 人	29 人	日常生活上の支援と介護、身体機能低下防止に向けた支援
	(生 活 訓 練)	6 人	2 人	2 人	自立に向けた生活支援と社会生活に必要な訓練と支援
	(就労継続B型)	28 人	26 人	28 人	多様な就労の場の提供と作業訓練、施設外就労の実施
	(施設入所支援)	30 人	21 人	24 人	夜間の生活支援と介護、休日の余暇支援
	(短 期 入 所)				空床利用型
計	日 中	134 人	118 人	120 人	
	夜 間	90 人	75 人	78 人	

※ おおぞら、だいち、それぞれ3ルート（坂出・丸亀・綾川方面）で送迎車両を運行し、通所利用者の利便性を図る。

2 サービスの提供計画

(1) おおぞら

[生活介護]

◎ 基本的な支援方針

- ・ A棟及びB棟の効率的な運営を図り、障害特性や程度、適応性、ニーズ等を適確に考慮した上で、個々に応じたグループ編成による活動等を行う。
- ・ 健康づくりと施設での生活がうるおいのある豊かなものになることを目的として、個々のニーズに合わせ、3班編成とする。
- ・ 屋外活動班は、A棟及びB棟混在で、園内の環境整備、簡易野菜の販売、年2回の親水公園清掃奉仕などを行う。
- ・ 療育班は、A棟、B棟それぞれで編成し、機能訓練、生きがいをづくりを目的に、個々に応じた活動に取り組むとともに、利用者の身体機能や障害特性に合わせ、作業療法士による機能訓練や健康維持の体操、スヌーズレンなどを取り入れる。

- ・ 各棟とも運動班を編成し、ウォーキングなど運動量を確保し、体力づくりに努める。
- ・ 個別支援計画に沿ったサービスを提供し、個別の余暇支援や、意思決定できる機会の提供（選択制の日課など）を取り入れる。
- ・ 臨床心理士や作業療法士による専門性の高い支援により生活スキルを向上させる。
- ・ 外部の専門家やボランティア等の協力を得て活動内容の充実を図る。
- ・ 利用者の重度化・高齢化と家族の高齢化に対応し、平日に加えて、月1回程度、祝日に開所日を設けて日中の支援を実施する。

◎ 具体的な支援プログラム

- ・ 基本的な生活面での支援
- ・ 健康維持・体力づくり活動及び個々のニーズに合ったプログラムの提供
- ・ 体調管理（毎朝の検温、健康チェック）
- ・ 体力づくり（園内外ウォーキング、リハビリ体操、室内でできる運動）
- ・ 作業療法士、臨床心理士の支援のもと、重度化・高齢化している利用者に対する機能訓練、認知機能・身体機能の低下防止
- ・ 臨床心理士によるスヌーズレンや心理的アプローチ
- ・ 専門家のアドバイスのもと、強度行動障害の利用者のニーズに対応した環境設定
- ・ 学習活動（音楽、創作）
- ・ 生活うるおい活動（音楽活動、体操、絵本の読み聞かせ、ゲーム等）
- ・ 外出（買物、外食、ドライブ、公園や公共施設等の利用、日帰り旅行）
- ・ 地域貢献活動（清掃活動）
- ・ 健康運動指導士によるレクリエーション（祝日の開所日に実施）
- ・ 新型コロナウイルス等感染症対策として、感染防止に向けた環境づくり

（おおぞらにおける日中活動の概要）

日中活動班	職 員	利用者数	活 動 内 容
屋外活動	9 人	13 人	環境整備・野菜の栽培
A棟療育	11 人	17 人	個々に応じたメニュー 作業療法士等の指導による機能訓練及び健康づくり 臨床心理士によるスヌーズレンや心理的アプローチ
B棟療育	17 人	31 人	個々に応じたメニュー リハビリ体操 メニュー選択制の導入 作業療法士等の指導による機能訓練 臨床心理士によるスヌーズレンや心理的アプローチ
B棟運動	適時 人	適時	健康づくり（ウォーキング等）
合 計	37 人	61 人	

[施設入所支援]

- ・ 夜間を中心にA棟及びB棟ごとの利用者編成による支援

- ・ 基本的な生活面(食事、入浴、排泄、整頓、身だしなみなど)での支援及び介助
- ・ 体調管理及び健康維持
- ・ 社会適応能力の育成
- ・ 余暇活動の充実（音楽活動など）
- ・ 新型コロナウイルス等感染防止対策の継続

(2) だいち

[生活介護]

◎ 基本的な支援方針

- ・ 身体機能低下防止、健康維持、生きがいづくり、余暇の充実などを目標に、利用者個々の障害支援区分、環境、ニーズ等に対応した個別支援計画を作成する。
- ・ 臨床心理士、作業療法士の専門性を活かした支援を行う。
- ・ 利用者の重度化・高齢化や余暇の充実、家族の高齢化に対応し、平日に加えて、月1～2回程度、祝日や土日に開所日を設けて余暇の支援を充実させる。（カラオケ、コンビニ等）

◎ 具体的な支援プログラム

- ・ 食事、歯磨き、入浴、清掃、整頓、身だしなみなどの支援を通して生活習慣の確立を図る。
- ・ 簡易な生産活動や音楽、創作、ウォーキング、スノーブレンなどの機会を提供し、健康維持と気分転換、情緒の安定を図る。地域の展覧会等に出品することで、創作活動の励みとする。
- ・ 買物外出、日帰り旅行、ドライブ、環境整備、地域貢献活動などを通して社会適応能力を育成する。
- ・ スポーツ・芸術活動・ボランティアによる余暇活動支援を推進する。
- ・ 作業療法士や臨床心理士の専門的な支援により、身体機能の低下防止や日中活動の充実、情緒安定を図る。
- ・ 入所利用者と通所利用者の活動場所や食事の時間を分けるなど、引き続き感染防止に向けた環境づくりに努める。

[生活訓練]

- ・ 自立や家庭復帰、グループホーム利用等に向けた日常生活支援や生産活動支援
- ・ 社会生活に必要な訓練と支援（金銭管理、外出、SST（社会生活技能訓練）、社会資源活用など）
- ・ 地域移行後の支援継続と相談支援の利用

[就労継続支援B型]

- ・ 就労継続支援B型は、園芸・クリーニング・軽作業の3事業を通じて、就労の場を提供するとともに、スキルの向上と自立を目指す。
- ・ 平均作業工賃の増額を目指して、目標工賃達成指導員を配置し、花苗の安定生産、取引

業者や販路の拡充、請負作業や施設外就労などに取り組む。

- ・ 作業設備の改修、更新などを順次行うが、光熱費や材料費の高騰などを鑑み、作業の効率化や適正化に努める。
- ・ 月1回（第2土曜日）、開所日を設けて余暇の支援を実施する（ドライブ、カラオケ、ヨガ教室等）

（就労継続支援B型、生活訓練における生産活動の概要）

事業	職員	利用者数			作業内容
		就労継続	生活訓練	小計	
園芸	5.5人	7人	0人	7人	ポット苗の生産販売、植栽請負など
軽作業	4人	10人	2人	12人	シール貼り、袋入れ等の委託加工
クリーニング	5.5人	10人	0人	10人	リネン類などの洗濯、毛布の丸洗い
合計	15人	27人	2人	29人	

〔施設入所支援〕

- ・ 夜間、休日における居住場所の提供
- ・ 基本的な生活（食事・入浴・排泄・整頓・身だしなみなど）の支援と介助
- ・ 健康管理、金銭管理の支援
- ・ 自販機利用など余暇活動の支援
- ・ 通所利用が困難な「生活訓練」利用者の限定利用
- ・ 感染症対策の充実（新型コロナウイルスを含む）

(3) 年間行事計画

月	施設主催行事	関連行事
4	スプリングフェスタ	保護者総会
5	さわやかロード事業① 親水公園清掃奉仕①	施設交流ソフトボール・ソフトバレーボール大会
6		施設交流フライングディスク大会
7	七夕	丸亀市障害者スポーツ大会
8	盆休み	ナイスハートインバザール
9	敬老の祝い・ふれあい訪問 カラオケ大会	県障害者スポーツ大会

10	さわやかロード事業② 親水公園清掃奉仕② 定期健康診断（生活習慣病健診）	法の郷いきいきまつり
11	県内外日帰り旅行（事業体別）	ゆうあいスポーツ四国徳島大会 はんざん桃源郷まつり 保護者会連絡会
12	餅つき大会 クリスマス会 年末年始休み	施設交流卓球大会 愛の広場即売
1	成人の祝い	施設交流ボウリング大会
2	節分 さわやかロード事業③	県フラワーフェスティバル
3	ひなまつり 花見	

3 給食支援計画

利用者へ安心・安全な給食を提供することを基本に、利用者の特性をより理解した上で、満足が得られるよう質の向上に努める。

(1) 基本的な方針

利用者の嗜好、身体の状態、障害の特性、栄養バランスを配慮し、変化に富んだ食事を献立表に基づいて提供する。

(2) 具体的な支援計画

- ① 利用者の身体状況・嗜好を十分に配慮して、療養食等による健康の保持・増進を図る。
- ② 食べ易く、美味しい食事、また、適温・適冷給食に留意し、家庭的な料理を提供する。
- ③ 選べる食事として選択メニュー、季節感のある食事、楽しめる行事メニュー等を提供する。
- ④ 食事提供時間を一般家庭的な時間に合わせる。
- ⑤ 利用者に示しやすい献立表を作成する。

(3) 食品等の衛生強化

厨房内の害虫駆除を定期的実施し、栄養士の検便項目は必要に応じてノロウィルスを追加する。（調理師は委託業者において実施）

また、温冷配膳車の利用により、適切な温度管理を行い、食中毒菌の増殖を抑制する。

4 保健・衛生支援計画

(1) 基本的な方針

利用者の生命の安全を保ち、情緒的に安定した生活ができるように、心身の健康観察及び利用者に対する健康相談や説明に努めるとともに、健康診断を実施する。また、医療機関や保護者と連携し、治療、疾病予防、健康増進に努める。

(2) 具体的な支援計画

- ① 内服薬、外用薬等の医薬品の保管を厳重にするとともに、使用する際には看護師等が、利

用者に対して十分な説明を実施し、その服薬状況を記録する。

- ② 健康面に変調があった場合は、協力医療機関との連携を図り、速やかに適切な処置が受けられるよう支援する。
- ③ 感染症予防のため、手洗い、うがい等の衛生習慣を身につけるとともに、流行している疾病に対する対応策を講じる。
- ④ 急病や事故による緊急受診の際に利用者の状況を把握できるよう、健康台帳を作成する。
また、支援員に対し、必要な救急法の研修を実施する。
- ⑤ 歯科医師等の協力を得て、口腔衛生に対する意識の高揚を図り、口腔内を清潔に保持できるように支援する。

Ⅲ 地域支援計画

指定相談支援事業所である「ふじみ園相談支援センター」において、指定一般相談・指定特定相談・指定障害児相談の支援事業を実施し、障害を持つ方々の多様化するニーズに対応しながら取り組んでいく。

県の「障害児等療育支援事業」や圏域市町の「障害支援区分認定調査事業」を受託することで、障害児・者の地域支援を積極的に展開するとともに、発達障害児に対する支援として、カラフル（SST）、きららキッズ（親子教室）などにも、引き続き積極的に取り組む。

また、ニーズの高い「短期入所」や「日中一時支援」については、その受け入れ調整に努め、在宅障害児・者の福祉の向上を図る。

福祉ホーム（地域生活支援事業）、グループホーム（共同生活援助）については、その円滑な運営を行い、福祉サービス事業所や職場との連携を図りながら、ホーム利用者が安心して地域生活が過ごせるように支援する。

1 相談支援事業

ふじみ園相談支援センターでは、指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業（丸亀市指定）、指定一般相談支援事業（県指定）の三事業に取り組む。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成とモニタリングの実施、指定地域移行・指定地域定着支援計画の作成などを通して、関係機関との連携を図りながら、障害児者の自己実現やサービス支援体制の充実に努める。

また、圏域2市2町（丸亀市、坂出市、綾川町、宇多津町）の委託事業として、基本相談支援事業（福祉サービスの利用援助、情報提供、権利擁護に必要な援助など）にも取り組み、障害児者及びその保護者の暮らしや生活支援の充実に努める。

さらに、中讃東圏域地域自立支援協議会及び中讃西部地域自立支援協議会の構成団体として、自立支援協議会の運営や関係機関によるネットワークの強化に努めている。両協議会では、困難事例への対応のあり方に関して事例検討会を開き、相談支援機能強化事業や県相談支援体制整備事業の活用に関する協議等を行うとともに、情報共有と発信を進めながら、地域の社会資源の開発や支援システムの構築に努めていく。

2 障害支援区分認定調査事業

圏域2市2町の委託事業として、障害支援区分の認定調査を実施する。支援を必要とする実情

に見合った的確な認定が行われるよう、市町と連携して円滑な認定調査に努める。

3 障害児等療育支援事業

県の委託事業として、県内全域の在宅障害児を対象に次のとおり実施する。臨床心理士及び作業療法士が専門性を生かし支援内容の更なる充実に努める。

(1) 訪問療育相談事業

臨床心理士や作業療法士等がチーム又は単独で障害児宅を訪問し、療育相談等を行う。

(2) 訪問療育事業

臨床心理士や作業療法士等がチーム又は単独で障害児宅を訪問し、療育支援を行う。

(3) 外来療育相談事業

在宅の障害児の保護者を対象に、当園において行動療法を用いた子どもへの関わり方を身につけるペアレントトレーニング事業や、子育てに関する相談事業、産後うつなどの保護者のカウンセリング等を行う。また、LD・DX保護者会を年3～4回実施し、講師を招いて支援方法を検討したり、保護者と一緒に困り感を話し合うとともに、保護者同士のつながりを作るなど、より良い支援に向けた取り組みを実施する。

(4) 外来療育事業

在宅障害児に施設を利用した療育的活動を提供する。小学3年～6年までの発達障害児を対象として、月1回遊びを通した生活技能訓練であるカラフル（SST）のほか、臨床心理士が心の問題を抱えた児童に対する心理療法や特別な支援を要する児童に対する個別療育を実施する。長期休みには中高生を対象にSSTを実施する。さらに、本人の状態を把握するための心理発達検査を実施する。

また、日常生活動作や運動の苦手な児童に対して遊びや道具を使った作業療法士によるプログラムを実施する。「きららキッズ」（親子教室）では、体を使うことが苦手、コミュニケーションが取りにくいといった発達が気になる児童を対象に、親子でふれあいながら運動感覚機能や社会性の発達を促し、身近な地域で療育を受けられるよう取り組む。

さらに、読み書きに困難さのある児童に対して、多感覚を用いた英語の音と綴りの関係を学ぶ「ジョリー・フォニックス」（中学生以上）を継続して行う。

(5) 施設支援指導事業

綾川町が定期的に行っている親子教室「ここから教室」や、観音寺市が開催する親子教室「親子deここすまいる」において、感覚遊びと運動遊びを取り入れた集団遊びを実施しており、引き続き運営や活動の中で障害児に関わる保健師及び保育士等スタッフに対し、処遇や療育的活動の助言や指導を行う。

坂出市の子育て支援センター「認定NPO法人わははネット」や観音寺市「ふたば保育園」において、保護者の子育てに対する不安の解消や発達の気になる子どもの早期発見、職員に対して障害の知識の向上や支援方法について助言を行う。また、教育機関やこども園・保育所、放課後等デイサービスより依頼がある際には、訪問して助言を行う。

4 発達障害児者支援事業

かがわ総合リハビリテーション事業団から再委託を受けて、ニーズが増加している発達障害児者への地域支援体制整備に取り組む。発達障害者支援センター「アルプスかがわ」と連携し、香

川県西部圏域において、当センターが中心となって地域支援マネジャーとして巡回等による相談、助言、関係機関の研修支援や普及啓発を行う。

また、県からの委託により、発達障害者やひきこもりの方の居場所づくりとして「のんびりやろうかい」を開催し、座談会や調理などの活動を行う。

5 福祉ホーム事業（地域生活支援事業）

利用者に安価な利用料で住居等を提供し、日中活動の支援や金銭・健康管理など日常生活での支援を行っている。施設入所支援利用者の移行先としての役割も担っており、利用者にとって安心、安全な生活ができ、自活力が高まるよう支援する。

◎ふじみ園福祉ホーム 定員：20名 現員：13名 管理人：2名

6 グループホーム（共同生活援助）

「外部サービス利用型」グループホームとして運営を行っている。令和6年11月、アパート老朽化のため、町内の別のアパートに引っ越したところであり、引き続き充実した地域生活が過ごせるように支援していく。

◎ふじみファーストホーム（グループホーム）

所在地 香川県丸亀市飯山町内賃貸アパート 3室

定員：6名 現員：6名 世話人：3名

7 地域支援事業利用計画

区 分		令和7年度 (計画)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (計画)	摘 要
基本相談支援事業	利用者数	580人	553人	560人	市町委託の相談支援事業
指定特定相談支援事業	延べ件数	380件	450件	420件	サービス等利用計画の作成
指定一般相談支援事業	延べ件数	1件	0件	1件	〃
指定障害児相談支援事業	延べ件数	100件	110件	105件	〃
障害支援区分認定調査事業	実施件数	100件	113件	105件	原則2市2町の障害者が対象
訪問療育相談事業	延べ件数	5件	1件	0件	18歳以下の障害児が対象
訪問療育事業	延べ件数	15件	8件	0件	〃
外来療育相談事業	延べ件数	100件	94件	85件	〃
外来療育事業	延べ件数	550件	727件	740件	〃

施設支援指導事業	延べ回数	60回	57回	60回	〃
短期入所事業	延べ日数	150回	500回	500日	空床利用型の短期入所
日中一時支援事業	延べ回数	430回	388回	470回	宿泊を伴わない一時的な利用
共同生活援助事業 (グループホーム)	利用人員	6人	6人	6人	定員6人

IV 施設運営計画

1 職員の配置計画

予算計上人員の職種別配置計画は、次のとおりである。

(常勤換算人数:人)

区分	施設長(兼)管理者	管理者(兼)サービス管理責任者	事務員・作業員	栄養士	サービス管理責任者	看護師	生活支援員	補助生活支援員	常直生活支援員	職業指導員	就労支援員	目標工賃達成指導員	相談支援専門員	臨床心理士・作業療法士	管理人	世話人	嘱託医	合計
定員 (運営規程)	1.0	2.0	4.0	1.0	3.0	2.0	40.0		2.0	5.0	1.0	1.0	5.0		2.0	1.0	0.2	70.2
本年度当初	1.0	2.0	7.0	1.0	2.5	2.0	34.0	14.6	2.0	6.8	1.0	1.0	4.5	2.0	2.0	1.0	0.2	84.6
実職員数	1	2	8 兼務 2名	1	3 兼務 1名	2	34 兼務 2名	16	1	8	1	1	5 兼務 1名	2	2	3	1	91

2 施設運営体制の充実

- (1) サービスの充実に向けて職員の資質向上を図るため、OJTをはじめとする園内での研修、派遣研修等を体系的に実施する。また、計画的な職員の採用などにより、円滑な施設運営に必要な人材確保に努める。

① 施設内研修

支援に関する課題をテーマに毎月1回の職員研修会を開催（外部講師によるものを含む）するほか、個別テーマについての療育発表の機会を設ける。

また、OJTとして、各所属で職場の実情に見合った職場研修や、主に新任職員を対象として日々の業務を通じての支援スキルや資質の向上を目指した研修訓練を実施する。

② 派遣研修

支援の専門知識の習得や必要な資格取得のため、各種の研修会・研究会等（オンラインによるものを含む）に職員の積極的な参加を促す。

③ 資格取得助成

職員の自己啓発意欲を喚起し、職員の資質及び能力の向上を図るため、職種に応じた高い専門性を有する資格を取得した職員に対し助成を行い、人事考課制度において考慮する。

- (2) 毎月1回、経営管理委員会を開催し、施設運営上の問題解決や将来に向けての課題解決に関する意思決定を円滑に行うとともに、同委員会の下に12の委員会を設け、各業務に関する案件についての協議検討や日常的業務の円滑実施のための連絡調整等を担わせる。同委員会の審議結果については、3か月ごとに監事（公認会計士）による財務調査において報告し、法人運営の適正化について指導・助言を受ける。
- (3) 利用者、保護者、施設運営やサービス提供に関与する関係機関、任意の協力等を得ている関係者等と、幅広く多様な連携に努める。

3 地域社会との連携

- (1) 学生等の国家資格取得に必要な施設実習に協力するため、当園においても、社会福祉士の資格を持ち、実習指導者研修の受講を終えた職員を実習担当職員として配置し、各種の施設実習について積極的に受け入れていく。また、ボランティア団体とも連携強化し、その受入を積極的に行う。併せて、他の福祉施設職員や学校関係者等からの研修依頼も、宿泊研修を含め積極的に対応する。

- (2) 園の運営基本方針である地域連携・地域貢献に積極的に取り組む。

① 地域連携

「スプリングフェスタ」を中心に、他の園内行事も地域の方々と協力、共催できるように工夫を凝らし、地域交流に努める。

また、体育館、運動場、会議室など当園が有する施設機能の地域への開放も積極的に行う。

② 地域貢献等

利用者が買物や散髪など、地域の社会資源を活用する機会を増やす。また、地域コミュニティのイベントや即売会等に利用者が参加し、地域の方々の理解を深めていく取り組みを継続する。

地域貢献事業である「香川さわやかロード事業」（県道の清掃・除草活動）や楠見池親水公園の清掃及び除草活動を実施する。

こうした取り組みに加え、花苗の直売や坂出美術館、坂出体育館等での花壇整備などは、地域の方々の園への理解を深め、ボランティア活動の活性化にも繋がるものであり、積極的に取り組む。

③ 地域における公益的な取り組み

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取り組み」については、当園の人材や施設を活用して地域の障害者や高齢者等のニーズに応えるため、積極的に取り組む。

地域の障害者や高齢者等との交流を図るため、「ふれあい訪問」や「音楽療法講座」、「寄植え教室」、「在宅障害者料理教室」などを引き続き実施する。

4 情報発信の充実

地域に理解され選ばれる施設となり利用者の利便性等を向上するためには、情報発信の充実が不可欠であり、ホームページの活用、広報誌の発行などを行う。ホームページについては、分かりやすく、タイミングの良い情報提供に努める。

5 苦情解決制度の充実

利用者及び保護者等からの苦情に対して、苦情受付窓口、苦情解決検討委員会、第三者委員などを中心とした苦情解決体制を活用して迅速に対応するとともに、日常の支援活動の中で利用者の潜在的なニーズの把握や処遇の改善に努める。

6 虐待防止の取り組み

虐待防止委員会を毎月1回開催し、継続的な虐待防止対策に取り組むほか、虐待防止マネージャーを中心に職員研修や虐待防止セルフチェック等の検証を重ね、職員一人ひとりの意識改革や支援に係る資質や技能の向上に努める。また、保護者連絡会を開催し、意見交換を行う。

身体拘束等の適正化に向けて、職員研修を行うとともに、身体拘束等適正化委員会と外部委員を招いた虐待防止拡大委員会を開催する。

7 防災・防犯対策

(1) 防災計画により施設の安全点検を定期的実施するとともに、災害時に施設設備がどの程度残り、どのような対応をする必要があるのか等を検討する。また、夜間及び昼間を想定した防災訓練を実施するとともに、防災設備の充実、維持管理に努める。

(2) 過去の大規模災害の教訓から、災害時には地域との連携が重要であり、消防署、消防団や地元住民の協力を得ることができるよう訓練の見直しを行い、地域コミュニティの防災訓練にも相互に参加するなど地域との連携体制を強化する。また、香川県及び四国地区の知的障害者福祉協会を中心とした、障害者施設間の連絡・応援体制に参画する。

(3) 大災害時における当園の継続的な運営を確保するため、事業継続計画（BCP）に基づき、建物設備の安全対策、備蓄品の補充整備、緊急時の対応策の充実などに努める。また、毎年7月に現状を点検し、内容を見直す。

(4) グループホームでは、火災報知器（ホームセキュリティシステム）、防災用品を備えるとともに、丸亀市に災害時要援護者登録をしている。また、毎年、避難・消火訓練を実施する。

(5) 防犯体制については、職員を対象とした防犯講習会を開催し、関係機関との連携を図りながら体制の強化を図る。また、整備した安全カメラ、赤外線センサー、緊急通報システム等の適切な運用に努める。

8 総合的な維持管理と施設環境の整備について

香川県ふじみ園の指定管理者として、建物設備等の維持管理業務を適切に実施するとともに、自ら実施することが困難なものについては、引き続き、施設全体を総合的な視点で効率的に行うことができる専門性を有する業者に、施設の総合管理を委託する。

施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、維持修繕やバリアフリー化について、必要な対策を香川県に要望するとともに、建て替えを含めた抜本的な対策に向けて、県立障害支援施設として果たすべき機能や役割について、香川県と情報交換を進める。

9 給与制度及び人事考課制度の適切な運用

当事業団の給与制度や人事考課制度を適切に運用するとともに、国の支援制度を活用した処遇改善や適切な人事考課により、人材の確保及び育成を図る。